

6 施設別指針

国の景観形成ガイドライン等を活用するよう努める。

「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月:国土交通省)を受け、平成16年以降、国の各省庁から施設ごとの景観形成ガイドライン等が示されていることから、各施設の整備にあたっては、これらを活用し、景観形成を図ることが求められます。

「公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン」

●道路

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 道路デザイン指針(案) | (平成17年3月 国土交通省道路局) |
| 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン | (平成16年3月 景観に配慮した防護柵推進検討委員会) |

●河川・砂防

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 | (平成18年10月 国土交通省河川局) |
| 砂防関係事業における景観形成ガイドライン | (平成19年2月 国土交通省砂防部) |
| 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 | (平成18年8月 国土交通省河川局) |
| 歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン | (平成15年5月 国土交通省河川局) |

●港湾・海岸

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 港湾景観形成ガイドライン | (平成17年3月 国土交通省港湾局) |
| 海岸景観形成ガイドライン | (平成18年1月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁) |
| 航路標識整備事業景観形成ガイドライン | (平成16年3月 海上保安庁交通部) |

●都市

- | | |
|---|-------------------------|
| 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) | (平成17年3月 国土交通省都市・地域整備局) |
| ※市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業等の都市整備に関する事業を対象 | |

●住宅・公共建築

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン | (平成17年3月 国土交通省住宅局) |
| 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン | (平成16年5月 国土交通省官庁営繕部) |

●農山漁村

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 美の里づくりガイドライン | (平成16年8月 農林水産省農村振興局) |
| 農業農村整備事業における景観配慮の手引き | (平成18年5月 農林水産省農村振興局) |

●全般

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 景観情報技術の活用の手引き | (平成17年10月 国土交通省 都市・地域整備局) |
| 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案) | (平成19年4月、平成21年4月改定 国土交通省) |

※その他の各参考資料も参考にすること（ホームページで随時更新）

參 考 資 料

■ 佐賀県公共事業景観形成指針

1 目的

佐賀県は、趣の異なる二つの海、中央のなだらかな山々、肥沃な平野等豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできた。この美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、本県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成20年3月)（以下「条例」という。）を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進している。

公共事業はその規模や公共性から、地域の景観に与える影響も大きく、県土の景観形成の先導的な役割を果たすため、事業実施にあたり良好な景観形成への積極的な取り組みが求められている。

この指針は、条例第9条第1項の規定に基づき、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本県の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための内容や水準については、地域の実情や施設に求められる役割、その他の景観形成に及ぼす影響を勘案し適用する。

(2) 適用除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺の景観に与える影響がないか、きわめて小さい場合及び維持補修業務などの小規模な事業は、本指針の適用を除外することができる。

なお、このような除外事業であってもできる限り景観に配慮することが望ましい。

(3) 他事業者への助言又は要請

県は、国や市町等が実施する公共事業について、本指針に配慮するよう助言又は要請する。

3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢

(1) 地域特性を踏まえたうえで、県民、事業者、県、市町等は良好な景観形成についての認識を共有するよう努める。

(2) 事業担当者は良好な景観形成に対する知識の研さん等に努める。

4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方

(1) 景観資源を把握し生かす

事業地の自然、歴史、文化等の景観資源を把握し、それらを生かすことにより、将来にわたり県民共通の資産となる景観を創出するよう努める。

(2) 先導的役割を果たす

公共事業の実施においては、安全性、機能性及び経済性等とあわせて、景観は重要な要素の一つとし、良好な景観形成のための先導的な役割を果たすよう努める。

(3) 公共空間の連続性、一体性を図る

景観形成に関連する他の法令、各種計画を把握するとともに、他事業との十分な連携により公共空間が連続性、一体性を持つよう良好な景観形成に努める。

(4) 住民意見を把握する

事業の早い段階から地域住民、事業者及び市町の意見を反映するための必要な措置を講じ、地域住民の意識を高めるとともに、官民協働による良好な景観の形成に努める。

(5) 視点場からの見え方に配慮する

公共施設が視点場（見る場所）及び視対象（見られる対象）となる事に配慮し、眺望景観が良好となるよう努める。特に道路、河川等については、移動によって連続して変化する景観の調和に配慮する。

(6) 使いやすさを考慮する

誰もが安心、安全、快適に利用できるよう、利用者の動線や目線、スケール感を考慮した施設の整備に努める。

(7) 時間の経過を考慮する

時間の経過や維持管理のしやすさに配慮した整備を行うとともに、構想、計画、設計段階において定められた景観形成の意図を維持管理段階まで継承するよう努める。

5. 共通指針

5-1 基本的事項

①位置及び規模

- 1 地域のランドマークやスカイライン等を阻害しないよう、視点場からの眺望に配慮する。
- 2 山、海、川等の自然や田園、まちなみ等の眺望を楽しむ。

むことができる場を設けるよう工夫する。

3 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、自然やまちなみの連続性を遮断しないよう努める。

4 良好的な景観を形成している樹木や緑地、歴史的建造物等の景観資源を保存、活用するよう努める。

②形態及び意匠

1 違和感や圧迫感のある形態、意匠は避け、機能に根ざした合理的で必然性のあるシンプルな形態を基本とし、周辺の景観と調和するよう努める。

2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、地域にふさわしい優れた形態、意匠となるよう慎重に検討する。

③素材

1 周辺の景観に調和した素材を使用するとともに、自然素材又は伝統的素材など地場産材が使用できる場合には、積極的に活用するよう努める。

2 耐久性があり、維持管理が容易で経年変化により風格の増す素材の活用に努める。

④色彩

1 公共施設の基調となる色については、高彩度を避け、四季を通じて周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とするよう努める。

2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、シミュレーション等により周辺の景観に与える影響について慎重に検討する。

5－2 要素別事項

①法面

1 現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。

2 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる法面の覆工については、緑化による修景など周辺の景観と調和するよう努める。

②擁壁

1 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる擁壁については、形態、意匠等の工夫や緑化による修景等により圧迫感を軽減させ、周辺の景観と調和するよう努める。

③防護柵

1 位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

④護岸

1 周辺の景観との調和や自然環境の保全に配慮し、場所の特性に応じて親水空間を確保するよう努める。

⑤緑化

1 緑化による多様な機能を把握したうえで、生育に十分な基盤を整備し、地域の植生及び周辺の景観と調和した樹木の選定、配置を行うとともに、適切な維持管理に努める。

⑥標識、公共広告物

1 設置数や設置場所の適正化を図り、できる限り整理統合に努める。

2 色彩、形態、規模、素材、意匠等の工夫により、秩序ある賑わいや自然美を損なわないよう配慮するほか、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

⑦照明施設

1 形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

2 位置、光の強さや色等の工夫により、光害が生じないよう配慮し、夜間の景観が良好となるよう努める。

⑧舗装

1 素材、意匠及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

⑨占用工作物等

1 位置、形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺の景観との調和、及び占用工作物相互の統一性が図られるよう指導に努める。

6 施設別指針

国の景観形成ガイドライン等を活用するよう努める。

■ 佐賀県美しい景観づくり条例

平成20年3月24日

佐賀県条例第24号

私たちが暮らす佐賀県では、先人たちが日々の暮らしの営みの中で、自然や地形を活かし、また、これらに手を加えながら独自の景観を造り上げてきた。

このようにして創り出された多様で個性的な街並みや田園風景等は、自然の景観と調和を保ちながら、共に今日に引き継がれており、私たちに心地よさや懐かしさを感じさせている。

しかしながら、近年の経済社会情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によって、これらの景観が損なわれつつあることも事実である。

こうしたことから、この県民共通の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、私たちは、自らの日常生活や経済活動へのかかわり方を見つめ直す必要がある。

私たちは、一人一人が景観づくりの主役であることを深く認識し、美しい景観にあふれた、豊かで潤いのあるふるさと佐賀県の実現を目指していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、景観づくりに関し県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にする意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観づくり」とは、現にある美しい景観を保全し、及び育成し、失われつつある美しい景観を再生し、新たに美しい景観を創造し、並びにこれらの景観を活用することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組む責務を有する。

2 県は、広域的な取組が必要とされる景観づくりに関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、住民の意向を十分に反映させて、地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進し、景観資源の保全及び活用を図るとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が景観に悪影響を及ぼすことのないよう努めるとともに、行政が行う景観づくりのための施策に積極的に参加し、及び協力することにより、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。)を行う者及び屋外広告業(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する屋外広告業をいう。)を営む者は、その事業活動において景観に一層の配慮をするとともに、積極的に景観づくりを推進するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、景観づくりの担い手として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、美化、緑化等の身近な景観づくりを推進するよう努めなければならない。

2 県民は、行政が行う景観づくりのための施策の立案に積極的にかかわるとともに、当該施策に参加し、及び当該施策を協働で実施するよう努めなければならない。

(佐賀県美しい景観づくり基本計画)

第7条 知事は、景観づくりを推進する方策を具体化し、県の景観づくりの主要な施策を提示するため、佐賀県美しい景観づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 景観づくりの方針
- 二 景観づくりの主体並びにその役割及び行動方針
- 三 景観づくりの主要な施策及びその推進スケジュール
- 四 前三号に掲げるもののほか、景観づくりに関する重要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(佐賀県遺産)

第8条 知事は、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、佐賀県遺産として認定することができる。

2 知事は、前項の佐賀県遺産の保存及び活用を推進するための措置を講じなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第9条 知事は、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守しなければならない。

(啓発活動)

第10条 県は、景観づくりに関して、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会)

第11条 県に、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

3 知事は、第七条第三項(同条第五項により準用する場合を含む。)に規定するもののほか、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かなければならない。

一 景観計画(景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画をいう。)の策定又は変更に関すること。

二 第八条第一項の佐賀県遺産の認定に関すること。

三 公共事業景観形成指針の策定に関すること。

四 その他景観づくりに関する重要な事項に関すること。

4 審議会は、必要があると認めるときは、景観づくりに関する事項について、知事に建議することができる。

第12条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。

一 学識経験者

二 観光及び商工業の関係者

三 前二号に掲げる者のほか知事が必要があると認める者

2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域又は事

項における景観づくりについて審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

(部会)

第13条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 審議会委員

二 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する者

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平20年4月1日から施行する。

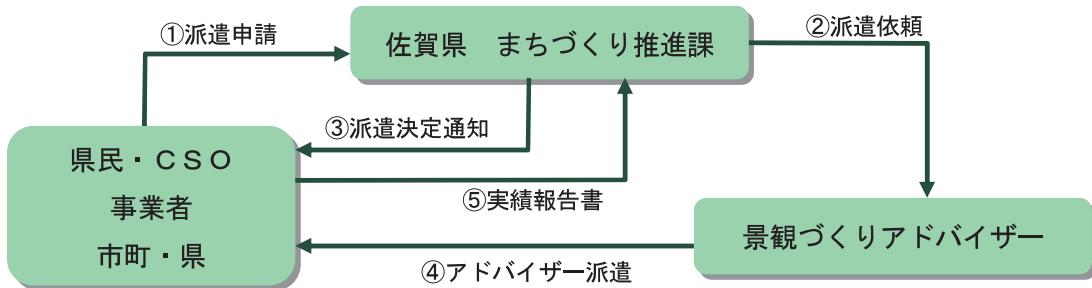
附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

■ 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度

県、市町、事業者、県民又はCSOの景観づくりを促進していくため、登録した関係分野の専門家を派遣し、景観づくりへの支援をする制度。公共事業の景観検討を行う場合にも活用することができる。

◆活用の流れ



◆活用例

【県民・CSO・事業者等】

- ①景観に配慮した商店街づくりや地域づくりを行おうとするとき
- ②地域や商店街等で景観形成に関する住民協定やまちづくり協定、建築協定を締結しようとするとき
- ③「22世紀に残す佐賀県遺産」を活用し、良好な景観形成を行おうとするとき
- ④伝統的な街並みや建築物を保存しようとするとき
- ⑤案内板や屋外広告物等の設置に際し、デザインの統一や周辺景観との調和を図ろうとするとき
- ⑥地域に適した植栽・緑化をしようとするとき
- ⑦自然環境と調和した景観づくりを行おうとするとき

【市町・県】

- ⑧景観形成に関する基本方針や基本計画等を策定しようとするとき
- ⑨周辺の景観に調和した公共事業を行おうとするとき。
- ⑩景観形成について普及・啓発を行おうとするとき
- ⑪沿道景観のサイン計画等を策定しようとするとき
- ⑫地域の景観特性を活かしたまちづくりを行おうとするとき
- ⑬緑化事業を行おうとするとき

◆具体例

設計、施工、維持管理段階において下記の様な事項に対して助言指導を受けることができる。

- ・各事業の計画、設計
- ・地域の景観に配慮した又は地域のシンボルとなる公共施設等の設計
- ・歩道空間や親水空間、照明計画、サインのデザイン
- ・公共施設の補修方法、色彩への助言
- ・古木や歴史的建造物の保存（移設）・活用に対する助言等

佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度実施要綱

第1条（目的）

県、市町、事業者、県民・C S Oが連携・協働して、美しい景観づくりの促進を図るため、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することとし、この要綱は、制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条（委嘱）

アドバイザーは、景観づくりに関して専門的な知識や経験を有する者の中から知事が委嘱し、佐賀県美しい景観づくりアドバイザーリスト（別記様式）に登録する。

第3条（任期）

アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条（職務）

アドバイザーは、次の各号に掲げる業務に関し、専門的な立場から指導及び助言、並びに講演等を行うものとする。

- (1) 県民・C S O、事業者等が行う景観づくりに関すること。
- (2) 県及び市町が行う景観づくりに関すること。
- (3) その他景観づくりに必要な事項に関すること。

第5条（派遣）

アドバイザーの派遣を希望する者は、佐賀県美しい景観づくりアドバイザーリスト申請書（様式第1号）により、知事に申請する。

2 知事は派遣申請書を審査し、派遣する場合は景観アドバイザーを決定し、景観アドバイザーには、佐賀県美しい景観づくりアドバイザーリスト依頼書（様式第2号）により派遣依頼し、申請者には、佐賀県美しい景観づくりアドバイザーリスト決定通知書（様式第3号）により通知する。

第6条（実施報告）

申請者は、アドバイザーリストの終了後、速やかに業務の実施について、佐賀県美しい景観づくりアドバイザーリスト実施報告書（様式第4号）により、知事に報告する。

第7条（守秘義務）

アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

第8条（謝金及び費用弁償）

県はアドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金、旅費その他の費用弁償を行うものとする。

※アドバイザーリストの詳細は、

佐賀県美しい景観づくり「美しさが」

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan> を参照。

■ 景観法の概要

① 景観法

景観法は、わが国で初めての景観に関する総合的な法律であり、平成16年12月に施行された（平成17年6月全面施行）。

景観法は良好な景観形成のための理念や行為規制、制度等を位置付けた法律であり、その特徴としてはいくつか挙げられるが、

- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象とし、
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる

ということ等から、地域の実情に合わせた規制ができる。

また、景観法施行以前から自主条例等で規制を行っていた地域においても、景観法を活用することにより法的根拠を持つこととなり、景観計画区域内における変更命令等の強制力を発揮できるようになる。

〈景観法の構成〉

- 基本理念
- 責務
- 景観計画
 - ・ 景観協議会
 - ・ 行為の規制等
 - ・ 景観重要建造物・景観重要樹木
 - ・ 景観重要公共施設
 - ・ 景観農業振興地域整備計画 等
- 景観協定
- 景観整備機構
- 景観地区・準景観地区等

景観法による面的な規制誘導の手段（制度）としては、「景観計画区域」と「景観地区、又は準景観地区」の2種類がある。

届出・勧告による緩やかな規制誘導を行いたい

より積極的に良好な景観形成を誘導したい

景観計画区域

- 必要な場合には、条例で定めた一定の事項について変更命令可能
- 地域内で、基準や届出対象行為をいくつかに分けて定めることも可能
- 具体的な基準や届出対象行為については、景観行政団体が条例で定める

景観地区 又は準景観地区

- 建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について認定制度を導入
- 数字で分かる事柄（建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度）については建築確認で担保
- この他、土地の形質の変更など必要な規制を条例で定めて行うことが可能

景観行政団体が、景観計画で区域を定める

市町村（景観行政団体でなくてもよい）が、都市計画・準都市計画区域内では都市計画、それ以外では準ずる手続き（準景観地区）により運用する。

行為規制と支援の仕組み

景観協議会

行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う



ソフト面の支援

景観整備機構

NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定

景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得等を行う



景観計画区域（都市計画区域外でも指定可能。）

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



景観地区

(都市計画)

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能

景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

参考資料

景観法の対象地域のイメージ



② 景観行政団体

景観計画の策定主体である「景観行政団体」とは、下記を言う。

- ・政令指定都市の区域内 … 政令指定都市
- ・中核市の区域内 … 中核市
- ・その他の市町村の区域内 … 都道府県
 - 都道府県知事と協議し、同意を得た場合は当該市町村

佐賀県では、佐賀市、唐津市、武雄市、嬉野市、及び小城市の5市が県との協議・同意を経て、景観行政団体になっており（平成22年3月末現在）、この5市の区域以外の区域では、県が景観行政団体となる。



佐賀県における景観行政団体のエリア

…各市が景観行政団体 …県が景観行政団体

③ 景観計画

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体がその考え方及び区域を決めて、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるもので、景観計画に定める事項は「必須事項」と「選択事項」に分けられる。

〈必須事項〉

- ①景観計画の区域(景観計画区域)
- ②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(対象物がある場合)

〈選択事項〉

- ⑤屋外広告物の表示及び掲出物件設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑥景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦景観重要公共施設の占用許可等の基準
- ⑧景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑨自然公園法の許可の基準

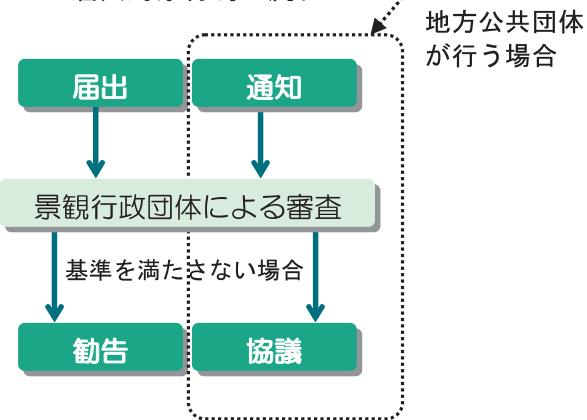
④ 景観計画における公共施設

公共施設の整備等にあたっては、景観計画において、「行為の制限等」「景観重要建造物」「景観重要公共施設」の項目に関し、手続き、運用が必要となる場合がある。

(1) 行為の制限等

景観計画には、景観行政団体の長への届出が必要な行為（届出対象行為）^{*1}が定められており、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合にはあらかじめ届出が必要となる。国の機関や地方公共団体については、届出の代わりに通知を行う。この通知があった場合で、景観計画に定められた**行為の制限の基準**^{*2}に適合しない場合等は、景観行政団体の長は、基準に適合させるため協議を求めることができる。

〈届出対象行為の流れ〉



※1 届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様や色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様や色彩の変更
- ・都市計画法に規定する開発行為
- ・そのほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為

※2 景観計画で定めることができる行為の制限に関する事項

- ・建築物又は工作物の形態意匠の制限
- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他届出対象行為ごとの良好な景観の形成のための制限

(2) 景観重要建造物

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、一定の基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定できる。指定にあたっては、景観計画に定められた方針に即し、所有者の意見を聴かなければならない。

景観重要建造物は、歴史的な価値や希少性を必ずしも有しない建造物であっても、地域の景観にとって重要なものであれば指定することができる。また、建築物については、建築基準法における制限（既存不適格の建物に対する制約）の緩和が認められる。

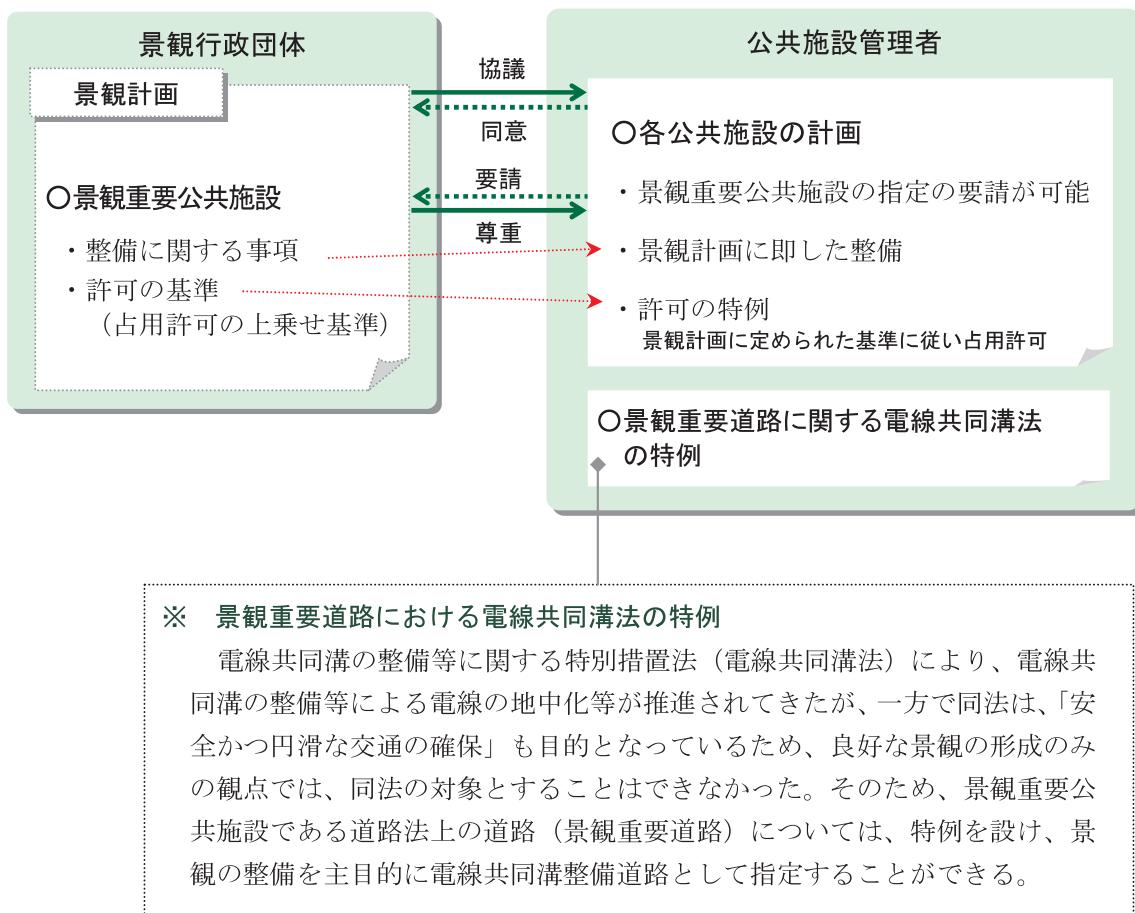
県が所有する建造物が景観重要建造物に指定されると、当該建造物の増改築、移転、除却、外観の変更等にあたっては、景観行政団体の長への協議が必要となる。

(3) 景観重要公共施設

景観行政団体は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、公共施設管理者との協議、同意を得たうえで、その整備に関する事項や占用の基準について、景観計画に定めることができる。

また、公共施設側からの取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観重要公共施設として景観計画に必要な事項を定めることや、必要事項の追加や変更を要請することができ、その要請があった場合には、その提案を尊重しなければならない。

景観計画に「整備に関する事項」が定められた場合には、当該公共施設の整備は、これに即して行われ、また、「占用許可等の基準」が定められた場合には、当該公共施設に係る法律に基づく許可の基準に、景観計画の基準が付加されることとなる。



■ 佐賀県内市町の景観行政の取組み

県内の市町では、景観法に基づかない自主条例や伝統的建造物群保存地区に関する条例等、6市町村、で制定されており、景観法施行後、景観法に基づく景観条例は2市（唐津市、武雄市）で制定・施行されている。（H22年3月末現在）

市町名	景観行政団体 移行日	景観条例			景観計画		
		名称	公布日	施行日	名称	公布日	施行日
佐賀市	H17.6.18	佐賀市都市景観条例	H4.6.26	H4.7.1			
					佐賀市景観計画 ※計画見直し中	H19.3.5	
唐津市	H18.1.6	唐津市景観まちづくり 条例(法委任条例)※1	H19.9.27 H20.3.26	H19.9.27 H20.4.1	唐津市景観計画	H20.1.31	H20.4.1
武雄市	H18.8.30	武雄市景観条例 (法委任条例) ※2	H20.3.21	H20.3.21 H20.7.1	武雄市景観計画	H20.6.2	H20.7.1
鹿島市		鹿島市歴史的景観条例	H15.12.26	H15.12.26			
小城市	H21.8.1						
嬉野市	H17.12.25	嬉野市伝統的建造物 群保存地区保存条例	(H17.3.24) H18.1.1	(H17.4.1) H18.1.1			
		(法委任条例を平成22年度策定予定)			嬉野市景観計画	H22.3予定	
神埼市		神埼市吉野ヶ里歴史 公園周辺景観条例	(H12.4.1) H18.3.20	(H12.4.1) H18.3.20			
吉野ヶ里町		吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史 公園周辺景観条例	(H12.4.1) H18.3.1	(H12.4.1) H18.3.1			
有田町		有田町都市景観条例	(H1.12.28) H18.3.1	(H2.12.3) H18.3.1			

※1：当初の条例は、法委任部分に関しては基本的部分のみであったが、景観計画の施行に合わせて改正（届出の適用除外行為を規定）し再施行（平成20年4月1日）

※2：法委任（法規制）部分については、平成20年7月1日施行。

※嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町については、合併前の年月日を上段かつて記載。

佐賀県公共事業景観形成指針解説書 平成22年3月

発 行 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
TEL 0952-25-7326(直通) FAX 0952-25-7314
URL <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan>
佐賀県美しい景観づくり「美しきさが」

編集協力 株式会社アーバンデザインコンサルタント

印 刷 日之出印刷株式会社

A wide-angle landscape photograph showing a vast green field in the foreground, a line of trees or bushes in the middle ground, and a range of mountains under a clear blue sky.

豊かな風景を、未来へ…